

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和元年第6回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和2年1月30日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

経済労働委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和2年1月30日 木曜日
開 会 午後1時30分
散 会 午後4時35分

場 所

第1委員会室

議 題

1 農林水産業について（CSFの発生について）

出席委員

委員 長	瑞慶覧	功 君
副委員 長	瀬 長	美佐雄 君
委 員	西 銘	啓史郎 君
委 員	山 川	典 二 君
委 員	島 袋	大 君
委 員	大 城	一 馬 君
委 員	新 里	米 吉 君
委 員	親 川	敬 君
委 員	金 城	勉 君
委 員	大 城	憲 幸 君

委員外議員 なし

欠席委員

大 浜 一 郎 君
嘉 陽 宗 儀 君

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	長 嶺	豊 君
農 業 振 興 統 括 監	屋 宜 宣	由 君
農 林 水 産 総 務 課 長	幸 地	稔 君
農 政 経 済 課 長	島 川 泰	英 君
畜 産 課 長	仲 村	敏 君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るCSFの発生についてを議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長の出席を求めています。

CSFの発生についての審査を行います。

ただいまの議題について、農林水産部長の説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 それでは大変恐縮ではございますが、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは今回発生した沖縄県におけるCSF（豚熱）の発生について、御説明いたします。

本日は、サイドブックに掲載されておりますCSFの発生について、説明資料により説明させていただきます。

ただいま青いメッセージで通知をいたしましたCSFの発生について、説明資料をタップし、資料を御覧ください。

まず初めに、CSFについて御説明いたします。CSFはCSFウイルスが、豚及びイノシシに感染する家畜伝染病であり、人に感染することはありません。感染は排せつ物などを介して広がり、空気感染はしません。CSFの感染を予防するには、まず飼養衛生管理基準を遵守することが重要であると考えております。国内では平成30年9月に岐阜県において発生し、これまでに沖縄県を含

め8県で55例の発生が確認されております。

次に2ページを御覧ください。

C S F 発生状況及び防疫措置対応について御説明いたします。

まず1の1月8日に発生が確認されました、1例目の発生農場Aの経過については少し詳しく説明をしたいと思います。

1例目につきましては、今年1月6日にうるま市の養豚農家から豚に呼吸器症状や死亡が見られるとの旨の通報が家畜保健衛生所がありました。同日、家畜保健衛生所が農場に立入りするとともに検査を実施した結果、C S F が強く疑われる状況がありました。そのため翌7日に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門へ検査材料を送付し、翌1月8日に遺伝子解析の結果、C S F と診断されました。この結果を受け県では沖縄県特定家畜伝染病防疫対策本部会議を開催するとともに、発生農場等における防疫措置を開始したところであります。

表の2の発生農場A関連は、疫学調査の結果、人、豚の移動が認められましたので、同日、疫学関連農場として防疫措置を開始しております。

さらに同日、3の発生農場Bは、発生農場Aと同一敷地内にあったことからC S F が侵入している可能性を疑い、検査を実施したところ、C S F ウイルスの遺伝子が確認されたため、疑似患畜と決定されました。

4の発生農場Cについては、移動制限区域内にあり、1月9日に家畜防疫員が立入検査をしたところ、症状のある異状豚を確認し、県家畜衛生試験場で検査した結果、翌10日にC S F の疑似患畜と決定をされました。

5と6の発生農場B関連1と関連2については、発生農場Bと豚の移動や機材の共有等が疫学的に関連があるとして、検査を実施した結果、C S F ウイルスが確認されたため1月11日に疑似患畜と決定されました。

7の発生農場Dについては、発生農場Aと近距離にあり、監視農場として取扱いをしていたところ、1月14日に農場から異状豚の通報があり検査したところ、C S F ウイルスの遺伝子が確認されたため、翌15日に疑似患畜と決定をされました。

これまで発生農場として4農場、その疫学関連農場として3農場、計7農場において9043頭の豚が殺処分・埋却処理されております。

うるま市の4農場につきましては1月18日に、沖縄市の3農場については1月19日に全ての防疫措置が完了しております。

なお、今回の防疫処置に当たりましては、沖縄県の建設業協会、バス協会、自衛隊そして県の多くの職員、発生市でありますうるま市、沖縄市含めて関係市町村の多くの皆様の協力がございました。衷心より厚く御礼申し上げます。

この7つの農場におきましては、引き続き追加の農場消毒を実施してまいります。また3キロ以内に設定された移動制限区域の農場においては、清浄確認検査で異常がなければ、2月16日及び17日の解除を予定しております。

次ページ以降の検査状況等の詳細につきましては、仲村畜産課長から説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○仲村敏畜産課長 3ページをお開きください。

周辺農場と病性鑑定の検査状況について御報告いたします。周辺農場の検査状況としましては、1月24日の発生状況確認検査、以下疫学関連農場関係で御説明いたします。まず周辺農場の検査状況です。3キロ以内の制限対象農場24農場検査いたしました。全て陰性でございました。3キロから10キロの圏内搬出制限対象農場について、46農場全て陰性でございました。疫学関連農場一発生農場及びその疫学的関連が強い農場として6農場あります。6農場の検査の結果全て陰性でございました。10キロ以内の70農場、疫学関連6農場合わせて76農場全て陰性でございました。

続きまして病性鑑定の報告をいたします。病性鑑定というのは農家さんから異常家畜の通報があったもの、または発生状況確認検査等により農家立入りをしたときに、異常があったと判断されたものについて、病性鑑定を行っております。病性鑑定北部地域8件、中部地域2件、南部地域2件、八重山地域1件、計13件。13件のCSF検査につきましては、全て陰性でございました。

続きまして4ページお願いいたします。

野生イノシシの検査状況でございます。1月29日現在でございます。これまで6件の死亡または捕獲したイノシシにつきまして検査をしてございます。4市町村6件全てCSF陰性でございました。

続きまして5ページお願いします。

これまでの消毒ポイントの運営状況でございます。発生から12か所で消毒ポイントを運営してございます。防疫処置が終了した発生農場を順次立入禁止ということで、消毒ポイントを閉鎖して現在稼働しているポイントは、うるま市いちゅい具志川じんぶん館以下8か所で稼働しているところです。対象は畜産関係車両ということで運営しております。

続きまして6ページになります。

消毒ポイントの配置状況になります。12番の名護市につきましては食肉センターに搬入される畜産関係車両等々を消毒するために10キロ圏以上の箇所に設置してございます。

続きまして7ページお願いいたします。

3キロから10キロに係る搬出制限区域に係る農場から屠畜場への出荷等の対応について御説明いたします。

搬出制限区域内の農場から屠畜場への出荷につきましては、国と協議の上、農家ごとに以下の条件を満たしたものについて協議し、許可しております。協議の条件といたしましては、発生状況確認検査でCSFが陰性であること、また家畜防疫員によって出荷前の臨床検査、また1週間分の健康観察以上の確認です。それから出荷豚のチェック、体温測定、それから臨床症状これは当日です。それを家畜防疫員が確認を受け、その他指示書に記載された運搬のルートで途中でのその消毒、排せつ物の飛散防止等の遵守を担保しまして、当日家保が立入りの上、食肉センターに搬出されます。食肉センターにおいては交差汚染を防止するため、日時を指定して受入れを開始するというようになっております。基本的には飼養衛生管理基準をしっかりと遵守している農場ということで、ウイルスの飛散防止がしっかりと取られていることが条件となります。

2番の制限区域外10キロ以外の農場から制限区域内を通過して屠畜場へ出荷するものにつきましても協議が必要となっております。例えば南部から北部への屠畜場へ移動する際、通過する場合ですね、それから北部から南部の屠畜場へ通過する場合につきましても、農場ごとの協議が必要となっております。こちらにつきましても発生状況確認検査で陰性であること、それから指示書に記載された出荷先までの運搬ルート、消毒方法を遵守すること等々が決められております。

屠畜場への出荷は1月29日現在、例外協議によって屠畜場に持ち込まれた件数は4件となっております。また通過の協議を行っている件数は1月29日現在、2番のほうですけれども、通過協議に関しましては62件ということになっております。

8ページを御覧ください。

1回目は発生に伴いまして、発生状況の確認検査ということで血液検査、それから抗体検査、遺伝子検査によりCSFの陰性が確認されました。

今後のスケジュールですけれども、2回目の検査としましては清浄性確認検査という位置づけになりまして、2月5日に開始されます。こちらは清浄性を確認するという検査になります。

検査内容につきましては、発生農場確認検査と同じで抗体検査、遺伝子検査等を実施してまいります。対象農場としましては24農場、3キロ以内です。それから搬出制限対象農場3キロから10キロで46農場、計70農場。こちらの検査で異常が確認されなかった場合、3キロから10キロ圏内につきましては、区域

を解除する、制限を解除するというところでございます。

こちらにつきましては今、国と調整していますのが、全ての検査を終了する前に検査地域ごとにですね、字ごとに解除するというところで今調整をしているところです。

それから3キロ以内の移動制限区域でございますけれども、こちら防疫処置終了後28日経過前まで、2回目の清浄性確認検査後28日経過前までに3回目の清浄性確認検査により、発生農場3キロ以内の全ての農場で陰性を確認された場合に解除する予定です。こちらにつきましては、2月の16、17日を今のところ計画しております。

続きまして9ページをお願いします。

今後の防疫対応についてでございます。沖縄県におけるCSF対策の課題と対策についてでございます。CSF感染拡大を防止するためには県内養豚の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底と野生イノシシ対策の実施・強化することが必須と考えております。このことはASF対策についても同様でありこれを確実に実施するため、農家及び関係機関が一体となって全力で取り組む必要があるということです。

課題としましては、飼養衛生管理基準の遵守、異常家畜の早期発見、早期通報、飼養衛生管理区域の明確化、農場入り口、畜産関係車両等の適切な消毒の実施、野生動物対策といたしましては、防護柵、防鳥ネットの設置。食品残渣飼料の加熱などの適正な管理・利用。

2つ目としましては、野生イノシシ対策による感染拡大防止、野生イノシシにおけるCSF浸潤状況の把握、CSF発生農場の周辺地域の野生イノシシの密度の低減及び捕獲圧の強化ということを挙げております。

対策としましては、飼養衛生管理基準に対する指導の強化ということで農家意識の向上、指導体制の強化、それぞれの農家の飼養衛生管理基準の遵守の徹底等を挙げております。

野生イノシシに関しましては、検査・捕獲体制を構築し強化するという事です。

また支援事業の推進に当たりましては、野生動物それからバイオセキュリティ対策の強化、鳥獣害対策関連等の支援事業を積極的に推進することとしております。

また予防的ワクチンにつきましても、現在準備をしているところでございます。

10ページをお願いいたします。

予防的ワクチンの説明をいたします。

C S Fに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づいて、農林水産省が予防的ワクチン接種推奨地域を指定しております。指定された場合、県が予防的ワクチン接種プログラムを策定し、農林水産省が確認するという手続となります。

県による予防的ワクチン接種ですが、予防的ワクチン接種推奨地域に指定される条件としましては、C S F ウイルスの感染率が高い地域というふうになっております。

接種プログラムに関しましては、原則県内一律に接種、当該農場の初回接種に関しては飼養豚全てに接種、その後、順次、適正日齢での子豚への接種ということになります。

ワクチン接種に伴いまして、流通制限の範囲がございます。生きた豚、精液、受精卵については原則として接種地域内の農場、屠畜場への移動、流通等に限定されます。交差汚染防止対策を行った場合は屠畜場へは搬入できることになります。

屠畜場での処理後、肉、肉製品、副生物については制限はいたしません。飼料加熱の処理等の遵守・野外放棄等の防止対策を徹底する必要があります。

続きまして11ページでございます。

ワクチン接種までのプロセスと進捗状況です。

沖縄県C S F関係者の会議において関係者の合意形成を得て、知事によるワクチン接種方針を決定いたしました。それに伴い、国によるワクチン接種推奨地域に指定されております。現在、接種プログラムを作成しているところでございます。内容といたしましては、野生イノシシ感染状況調査体制の構築、飼養管理衛生基準の遵守の徹底、家畜防疫員の確保、農場ごとのワクチン接種計画、屠畜場化製場等における交差汚染防止対策という主な内容でワクチンプログラムを作成し、ワクチン接種に関するプログラムについて国と協議することとなっております。協議が終了して確認が終わりますと、県知事によるワクチン接種の告示がなされます。知事はまたワクチン等の資材の準備という手順になります。このような手続を経てワクチン接種が開始されるということとなります。

12ページをお願いします。

今回のC S F発生に係る家畜伝染病発生に係る支援措置でございます。

まず殺処分家畜等資材等に関する手当金でございます。こちらは患畜、疑似患畜、汚染物品に対して手当金が支払われます。

また2番、農家に対する助成措置としましては、搬出制限区域内等々の移動制限によって売上げの減少額、または飼料費、または保管費・輸送費等の増加額を国と県で全額助成ということでございます。1番の殺処分家畜等に関する

手当金も全額の補償となります。

3番の農林漁業・中小企業セーフティネット資金の適用もございます。CSFで影響を受けた養豚農家、飲食店、食肉取扱業者に対する資金支援、融資機関等に対して既貸付金の償還猶予に係る配慮依頼文書を送付しております。

4番、家畜疾病経営維持資金—これにつきましては、家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃等の支払いなど、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な経費につきまして資金が助成されることになっております。

5番の家畜防疫互助基金支援事業でございます。これは基金に加入している農家さんに対しまして、農場経営を再開する場合に、家畜の導入を完了するまでに要する空舎部分の固定経費等の支援—導入に対する支援等がございます。

私から簡単ではございますが、対策、支援等の説明は以上です。

○長嶺豊農林水産部長 以上で説明を終わりますが、今回のCSFの発生に伴いまして、生産者の皆様、それから県民の皆様には不安、心配をおかけしております。現在、新たな発生はありませんが、引き続き発生農場の消毒、異常があった際の早期通報の呼びかけ、風評被害の防止など、一日も早い終息に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部の説明は終わりました。

これよりCSFの発生についての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 質疑をさせていただきます。

まず今回のCSFの問題について非常に残念な状況にありまして、私もうるま市、沖縄市という地元でそういうものが発生して大変ショックを受けたんですけども、ただ先ほど部長から話がありましたように、発生した後の処理については不眠・不休で県庁職員やあるいは建設業協会、自衛隊等々多くの皆さん方が本当に精力的にその対策に奔走したということも私も目の当たりにして見ておりますので、大変お疲れさまであったということも申し上げたいと思います。ただその上でこういう事態になったということは非常に大きな反省材料にして、今後のためにも生かしていかなきゃいけないというふうに思います。

それですね、若干みんなの時間もありますから要点を絞ってお聞きしたいんですけども、今回の発生の原因、発生経路等についてはどこまで分かっておりますか。

○仲村敏畜産課長 今回の発生につきまして、国のCSF疫学調査チームが調査を行い、結果の概要を報告しております。

まず、初発の発生農場につきまして、ウイルスの全ゲノム解析を行ったところ、野生イノシシから分離された株と最も近いということが報告されております。また岐阜県の死亡したイノシシから分離された株に最も近いということを報告しております。これまで岐阜県で発生した、確認された発生農場のウイルス株とは変異を引き継いでなかったことから、岐阜県の農場由来のものではないと報告されております—考えにくいということが報告されております。それから沖縄県での初発の農場では未加熱の食品残渣を使用しており侵入経路の一つとなることが否定できないということが報告されております。そのほかに発生農場において一複数の農場において出入りする車両の洗浄・消毒が不十分であったことから、病害体の侵入を防止するための飼養衛生管理につきまして、その可能性も否定できないということが報告されております。概要としましては、大まかに以上のようなことが挙げられております。

○金城勉委員 そのDNA検査の結果、岐阜県のそういう菌と同型のものが確認されたということでもありますけども、その岐阜県のそういうウイルスがどういう形で沖縄に入ってきたのか、そしてうるま市のその農場で最初に発生したのかについては、今、残渣の未加熱処理によって与えたそういうものがあるという説明ですけども、その残渣がそのウイルスを運んで今回の発生に至ったというふうに理解していいんですか。

○仲村敏畜産課長 今回、初発農場で分離された遺伝子学的その性状解析によりますと、この農場のウイルスというのは考えにくいということを解析しております。イノシシに近いと。野生の岐阜県のイノシシに近いということですので、何らかの形で国内から、この農場由来の肉が残渣の中に入ってくるという可能性は非常に低いと考えられますので、自然界のものが何らかの形で食品残渣に入ったのか、それとも人と物によって農場に持ち込まれたのか、可能性としましては不明ということでございます。

○金城勉委員 ちょっとよく理解しにくいんですけども、要するに岐阜県から

何らかの形で、そういう汚染された食物が沖縄に入ってきて、それが回り回って残渣に入って、そして豚に飼料として与えられた。こういう理解じゃないんですか。

○仲村敏畜産課長 否定できないという表現になっております。例えば自然界にある一この土とかいろいろなものがあるかと思うんですけども、農水省に確認したところ、万が一という表現の仕方での可能性として表現しているということをお聞きしました。

○金城勉委員 ということは否定できないということは、そういう可能性もあり得ると、その辺のところはやっぱり解明も、もしできるのであれば、もっと国とも連携しながら、ぜひ明らかにしていただければというふうに思います。

それと今回発生した農場に、最初に発生した農場において、その豚の死亡が11月の末頃から出ていたと。当初は豚の風邪ではないのかというようなことも漏れ伝わっているんですけども、その辺の経緯についてはどうですか。

○仲村敏畜産課長 初発の農場について経緯を御説明いたします。1月6日に農場から中央家畜保健衛生所に金城委員おしゃったように、肉豚の呼吸器症状、死亡が見られる旨の通報がありました。中央家畜保健衛生所が農場に立入りした結果、症状を呈した豚が複数いたということで検査を行っております。その結果、CSFの検査で陽性ということが確認されております。そのときの聞き取り調査において、異常な豚に、畜主が気づいた時点というのは12月ということで報告を受けております。その後疫学調査チームが詳細な調査を行ったところ、その症状が出始めて、死亡が増え始めたのは11月であっただろうということでの報告がございます。

○金城勉委員 この11月から死亡の確認ができたというのは、頭数にして数字、分かりますか。その12月に至るまで。

○仲村敏畜産課長 この疫学調査チームが調査した詳細な死亡の増加っていう報告は、こちらではちょっと把握しておりません。ただ12月であれば聞き取り調査の結果等がございますので今、ちょっと手元に持っていないですけども、12月の農家さんからの聞き取り調査であれば、家畜防疫員が一県の家畜防疫員が聞き取りを行っておりますので、その頭数についてはまた改めて報告させていただきたいと思っております。

○金城勉委員 11月の末から12月にかけて大分豚が死んでいるという話は私も聞いてはいるんですけども、その発生農家のそういう事象に対する対応の仕方、これについてはどういう認識を持っていますか。

○仲村敏畜産課長 家畜保健衛生所では、常日頃からその飼養衛生管理基準の遵守ということで、農家への説明会、関係者、関係団体の説明会ということで、あと立入検査等々を通して、飼養衛生管理基準の遵守ということでこの指導を行っているところです。今回非常に残念ではございますけれども、その中に早期発見・早期通報という項目がございまして、そちらにつきましては異常な家畜が一例えば死亡が増えた、調子が悪いものが増えたということであれば、家畜保健衛生所は24時間対応しておりますので、連絡して一するよというところになっておりましたけれども、今回のケースではそれがなされてなかったということで、こちらについてもその体制をもう一度確認して、指導の在り方等をしっかりと農家さん一人一人に届くような形をもう一度見直す必要があるというふうに考えております。

○金城勉委員 私もそういう情報聞いているんですけども、そういう症状が出始めてから、様子を見ながら様子を見ながらといってる間に、1か月もの時間が経過してしまって、年末年始の休暇に入ってしまった、それでも24時間体制の通報ができるにもかかわらずそれを知らない。結局は年明けの6日にその報告があって判明するという。極めて、本当に危機管理の上からするとずさんなそういう状況というものがあらわになっているわけですね。それがきちっとそういう情報を持ち、対応の仕方というものが農家にも浸透しておれば、2次感染、あるいはまたその他のこの防御がね、もっと速やかに犠牲を少なく抑えることができたんじゃないかと思うんですね。今回、9000頭余りもの殺処分が出てしまったということは、本当にこの初動対応が極めてまずかったなという思いをしております。だから、ここはもうもっともっと細かく分析をして、今後に生かしていかなきゃいけない材料だと思いますのでよろしく願いをします。

それで、こういう事態になって、これからある一定の歯止めができてきた。そういう中でワクチン接種に移っていくんですけども、そのワクチン接種もメリット、デメリット両方あるというふうに聞いてるんですけども、それについて説明していただけますか。

○仲村敏畜産課長 まず、CSFワクチンについて説明いたします。

CSFワクチンにつきましては適切に使用されれば、発症を抑えることができます。一方で、これを無秩序な形で使用した場合は、例えばウイルスが自然界にいた場合に、感染した豚の存在を分かりにくくします。そのため、CSFワクチンの使用につきましては、発生の拡大防止や清浄性の確認等々に支障を来すおそれがあると。要はウイルスをマスクしてしまって、今後入ってきた場合に非常にその存在が分からなくなるということがございます。また、全てが抗体を獲得するということではございませんので、ほとんど発症はしないですけれども、抗体を持てば。一部ワクチンテイク等がうまくいかない豚等がいたらこれが発症してしまうということで、例えば自然界で分からない状態で農場に入った場合、ワクチンで安心してしまうと、それが発症した場合、また同じ措置が取られるということで、ワクチンを打っていても発症した場合は、防疫措置が取られるということになります。

またデメリットなんですけれども、農家さんの経営的な負担もかなり大きゅうございます。接種に先立ちまして、飼養頭数や年間出荷計画等の届出等、ワクチンを打つための様々な準備がございます。またその費用負担もございます。その接種豚について出生日、出生歴などの記録とかっていうのも義務づけられていきます。接種した地域につきましては、接種区域という指定になりますので、接種区域から非接種区域への移動が制限されるということもございます。またワクチンが適正に使用されて免疫をしっかり持っているかどうかにつきまして定期的に検査を、この免疫の付与状況検査というのを受ける必要があるということで、様々なワクチン接種をやることで様々な農家負担、それから獣医師関係者の連携と、それから受入先の屠畜場も含めて、交差汚染防止対策ということで、そういう対応が必要になってくるということです。

○金城勉委員 一番心配なのはそのいわゆる費用負担の問題、農家の費用負担の問題ですね。これについては全額農家の実質負担になるんですか。それとも何らかの形で公費のサポートがあるんですか。

○仲村敏畜産課長 一般的な話、原則としましてCSFワクチンにつきましては、県の手数料条例に基づきまして、農家さんが支払うということになっております。これが一般的な考え方でございます。他府県の事例でございましてけれども、1回目の接種につきましては、そういう免除するような措置も現在検討しているところです。

○金城勉委員 ということは沖縄県としても、その辺の配慮は可能性としてあるというふうに受け止めていいんですか。

○長嶺豊農林水産部長 仲村課長からもありましたが、最初の—1回目の接種につきましては、基本的にいわゆる手数料含めて、軽減ができないかどうかは、今、内部のほうでも調整をしていくという状況でございます。

○金城勉委員 そこをまたぜひ検討していただきたいと思います。

それと、こういう事態に至って殺処分も終わって、これからそういう処分をした農家にとっては廃業するか、再建するか、そういう判断が迫られてくるんですけれども、特に再建を目指す農家にとっては今一番課題になってるのが、様々な悩みがあってそれを抱えておられてね。例えば、その殺処分した豚の補償、いわゆる手当金はどうなのか。そして手当金の算定基準、評価の基準はどうなのか。そして今後、それがどういう手続で手当てが交付されるのか。この辺のスケジュールがですね、農家の皆さん方は全然見えない。そういう中で、再建に向かっている人件費やら、これまでの取引の支払いや、様々な資金繰りの問題も多々課題を抱えております。そういう中で先が見えてくればいろんな計画の立てようもあるけれども、現在はそれが見えてないという状況の中で、非常に大きな不安を抱えております。そういうところについては、どのように考えておりますか。

○仲村敏畜産課長 今回のCSF発生農家への経営支援につきましては、幾つかの支援のメニューがございます。まず殺処分家畜等発生農場に対する支援でございます。こちらは殺処分された家畜等に関して、家畜伝染病予防法に基づき支援されることとなります。手当金が支払われるということとなります。こちらにつきましては、殺処分された全ての家畜の全額が手当てされるということとなります。

またあわせて、汚染物品として処理されたもの、例えば餌とか薬品等々も含めて、添加剤等も含めて、こちらも処分されたものについて全額手当てされることとなります。ただし、こちらにつきましては一部特別手当金というのがございまして、こちらにつきましては飼養衛生管理の状況であったり、早期通報の実施状況であったり、蔓延防止措置の対応であったりということで、農場の日頃の飼養衛生管理基準等を考慮した上で、減額返還割合が指示されることもございます。

また融資につきましても、経営再開資金として、家畜の疾病維持資金という

のがございまして、個人でありますと2000万円、法人でありますと8000万円という融資がございます。また新たに豚を導入して経営を再開する場合の経営支援互助資金として、家畜防疫互助基金支援事業というのがございます。

また経営の安定の維持、安定のための必要な資金としまして、農林漁業セーフティネット資金というのがございまして、経費の6か月分または600万円の融資というのがございます。

それで支払いスケジュールの期間でございますけれども、まずこのCSFが発生した場合、この評価チームというのが立ち上がります。こちらのチームは家畜の評価、そういう手当金の評価をしていくんですけれども、チーム員として畜産課、それから中央家畜保健衛生所、北部家畜保健衛生所がチームをつくって各農場の豚の評価、それから餌の評価等を防疫指針に基づいて行っていくこととなります。評価の方法ですけれども、これは算定方法というのが防疫指針の中で決まっております、基本的には一般的な例えば素畜投資価格—素畜の導入価格、プラス1日当たりの生産費っていうのを算出しまして、日齢に応じて飼養日数っていうことで算出基準が細かく決められております。こちらをまず確認するためには購入伝票、それから経営台帳、取引価格が確認できるものということで、青色申告等々も含めまして、農家さんのその経営的な取引状況等が分かるような整理がされていた場合、速やかに手続が取られ、手当金の交付も速やかに行われるということになります。

他府県の岐阜、愛知県の状況を確認しましたところ、全て書類が速やかに農家さんのほうでそろって提出された場合、終わりますして約3か月程度で支払いがされている農家もいらっしゃるということです。ただ売上金の減少等の補償もございますけれども、搬出制限区域の農場とか、制限区域の農場につきましては、こちらについては算定がなかなか、書類がそろわない農家さんが多いというふうに聞いておりました、どの県においても現在もまだ農家さんとの申請確認等を行っているというふうに聞いております。

○金城勉委員 こういう細かな情報についてはそういう関係農家の皆さん方に対して、きちっと丁寧な説明会が必要だと思うんですけれども、これは計画ありますか。

○仲村敏畜産課長 こちらにつきましては当然農家さんに対しまして、速やかに経営再建ができるように、丁寧に説明会等を開催していきたいというふうに考えております。また、地域の窓口といたしまして、経営計画の相談であったり資金の相談であったりを相談できる機関としまして、中部の合同庁舎に中部

改良普及センターというのがございますので、そこが相談窓口にもなるかと思っておりますので、あとJAとそれから総合事務局等の窓口もございまして、まずそういう相談窓口の紹介をして、きめ細かく経営再建計画が行えるように、こちらを進めていきたいというふうに思います。

○金城勉委員 ぜひお願いします。

今そういう殺処分した農家の皆さん方が一番知りたい情報は、今課長が説明したような内容ですね、事細かく自分の場合はどうなるかという情報が一番知りたいところなんです。そういうところが情報としてないものですから、非常にパニックしている状況で、次への行動が何も取れないということがあります。ですから積極的に県のほうから呼びかけて、皆さん関係者集まってもらって、その辺のところについての事細かな説明と、そしていろんな質疑も全部受けて、そして本当に再建に向けて、安心して取り組めるような情報提供、そして様々な支援、これが必要ですから、ぜひ早急にその辺のスケジュールを検討して、実施をしていただきたいと思っておりますけどどうですか。

○長嶺豊農林水産部長 これまで4例目以降出ておりませんが、いわゆる封じ込めという防疫措置を優先的に実施してまいりました。現在発生はありませんが、やはり農家のフォローといたしますか、今回殺処分で豚という財産を失って、経営的にもかなり負担が生じてる農家さんのフォローといたしますか、そういう体制はこれからまた重要な事項だと考えておりますので、委員からありましたように積極的に相談といたしますか、困ってること含めて、あと経営再建含めて、しっかり相談を受けながら情報も提供しながら進めていきたいと考えております。

○金城勉委員 以上です。

○瑞慶覧功委員長 ちょっとすみません。今、時間をお一人で35分かけたけどもこれ皆さん関心事なので、それぞれ質問があると思うんですよ。とりあえずは一巡するとか、そういう中で要点、重複しないように10分でまずはやっていただいて、その後また時間見ながらやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お願いします。本当にさっきもありますけど、1月8日から

の対応も24時間体制での対応については本当にお疲れさまでございました。

まず2点は指摘ですので後日整理していただきたいと。

1点目は具志川体育館の様子をちょっと多めにいろいろ体制を見せてもらいました。24時間体制で自衛隊さん、県の関係者、農協の関係者、みんないたわけですが、非常にやっぱり一混乱しないほうがおかしいんですけども、やっぱり中では、自治体の偉い人が来て視察だとか、トラック協会、建設業協会、様々な人が入り乱れてるもんですから、後日やっぱりそれぞれの関係者からも対応について若干不満もありましたので、その辺についてはまた—今はもう終息するのが先決ですので、きちっと整理をして今後につなげていきたいな、いただきたいなというのが1点。

もう一点は、発生している真っ最中にこのワクチンの接種含めて、関係団体から県に要請書を出すというようなことがありました。また、その後国に関係者が要請に行くというような部分がありました。ワクチン接種は県知事が決めることですから、そういう中でやっぱり関係者との連携っていう意味では非常に大きな課題になったのかなっていうふうに見えたので、この2点はきちっと整理をして、今後に生かしていただきたいなと思います。

質問に入ります。11ページの先ほどもあったワクチン接種の件ですが、簡潔に数点お願いをします。

今、ほとんど個人養豚ではなく企業養豚ですので、例えば南部の繁殖農家から子豚を北部の肥育農家に持っていくというようなことが毎日のように行われてるわけですが、そういう意味でこの農場ごとのワクチン接種計画という部分が大事になってくるのかなと思いますけれども、その辺についての考え方ってものをまずお願いいたします。

○仲村敏畜産課長 今回、ワクチン接種していく上で関連養豚、北と南に分かれているというのを最大限考慮しなければいけないというふうに考えております。こちらにつきましては農林水産省からも意見交換の中で、運用について通知があります。まず発生地域から離れた北部、南部から接種を開始していった、できるだけ関連農場の豚の移動とか、支障が及ばないような配慮の打ち方。それから正しい打ち方、面としての打ち方、これを両立させる必要がありますので、この通知に基づいて、そのような形で接種ができるようにプログラムを今つくっているところです。

○大城憲幸委員 これ基本的には獣医師しかできないと思うんですけども、獣医師の確保は報道等では国からもお願いするとかってありますけれども、今

その辺については県の職員、共済組合の職員、あるいは一般の獣医師会との連携、あるいは県外からお願いするのか、その辺の確保の状況っていうのはどうなっていますか。

○仲村敏畜産課長 委員おっしゃるように、このワクチン接種につきましては、通常は指示書で農家さんが打てるワクチンもあるんですけども、このCSFワクチンというのは非常に取扱いについて厳格にやらなければいけないということで、県の家畜防疫員という位置づけで接種することとなります。ですので、基本的に県の家畜防疫員数というのは限られた人数しかおりませんので、この県外からの他府県の獣医師の応援が不可欠になるというふうに考えております。

○大城憲幸委員 できるだけもう接種始めたら完了するまでの期間っていうのは一日でも短くっていうのが基本だと思うんですけども、まさに今そのプログラムを作成しているということなんですけれどもね、現時点での見通しでは、この11ページでいくとワクチン接種開始っていうのは、いつになりそうですか。あるいは、いつを目指したいと思ってるんですか。

○屋宜宣由農業振興統括監 今プログラムのほうを作成中ですけども、県内で確保できる家畜防疫員、それでスタートしていくというふうなことで今、出発点は想定してつくってるところですけども、早急に着手する必要があるというふうなこともありますから、2月中には少なくとも開始をして、できれば3月末をめどに終了したいとそのように考えております。

○大城憲幸委員 その辺も獣医師の確保の状況もあると思いますけれども、生産者団体からも一日も早くっていうふうにありますので、早急な対応をお願いします。

それとあわせて生産者の皆さんがやっぱり心配したのがアグー種の保存の部分がありました。県もいろいろ検討してるんでしょうけれども、国のほうから逆に、離島で隔離するとかそういう部分を検討したらどうかっていうような意見もありますけれども、その辺の検討状況について簡潔にお願いします。

○仲村敏畜産課長 アグー豚の避難につきましては、第1回沖縄県のCSF防疫対策関係者会議において委員から意見がございました。それを踏まえて、今回ワクチン接種推奨地域に指定されておりますので、この避難の目的、そうい

うのも明確にしながら、避難・隔離するにも様々な課題、考え方があるということがございますので、第2回の関係者会議においてその方向性を確認することとしております。

また課題につきましては、隔離・避難した場合、ワクチン接種を行わないで避難させた場合は被接種地域、接種地域との交流がなくなりますので、菌抗体価の課題とかがあります。また生産動物として精液等を活用しながら改良していくんですけれども、そういうものも制限されてしまうということで、どのような方向でまた避難の是非も含めて、第2回の会議で様々な角度から専門家の意見も聞きながら方向性を議論していきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 1点確認ですが、豚がいない離島についてというような意見があったりもしますが、その辺は県外だったり、離島だったり、県内の隔離できる施設だったり、いろんな選択肢があると思いますけど、その辺はまだ方向性は固まってないですか。その辺も含めてですね。

○仲村敏畜産課長 そこも含めまして、目的によって様々な選択肢があるということがございますので、幅広くこの今関係者の会議の中で意見ありましたので、2回目に意見交換しながら進めていこうということになっておりますので、様々な意見を聴取しながら、我々もあらゆる角度から柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 その辺は、アグー種を守るっていう意味では総論みんな賛成なんですよね。やっぱりそれを具体的に持っていくと、やっぱり専門家の意見、生産農家の意見、じゃ誰が豚を出すのか、どんな豚がいいのかっていうのは、また各論になるといろいろ意見が分かれてくるのは想定できますので、やっぱりだからこそ、少し誠意を持った細かい打合せが必要だと思いますのでお願いします。

次は9ページからお願いします。飼養衛生管理基準の部分に対して、さっきもあったように少し感染経路はきちっと分かっていないと。ただやっぱり非常にアフリカのASFも含めて、食品残渣っていう部分は非常にリスクが大きいということは想定されて、ここにいると思うんですけれども、残飯養豚が全国的に260ぐらいあって、そのうちの60ぐらい沖縄ですと、非常に割合が高いという話がありました。そして直近の調査では、頭数も含めて、残飯養豚農家が80ぐらいに増えてるっていうような話もありました。その辺の状況も簡潔にお願いできますか。

○仲村敏畜産課長 直近の調査でございます。元年度末ですけれども、本県におけるエコフィード等を利用している農家—これは野菜くずとか、パンくずとか、細かいものも全部含めてですけれども、95農家あります。この農畜産物を含む食品残渣、加熱をしっかりとしないといけない指針に基づいて、指針は全部やる必要があるんですけれども、指針に基づいてやらなければいけない対象農家は62戸ということになっております。

○大城憲幸委員 エコフィードっていう意味では地域で残渣なんかを回すっていうのは逆に推奨してきた部分もあります。ところが、ある意味養豚を目的とするのではなくて、いわゆる廃棄物の処理っていう意味で豚を飼ってる農家が最近増えてきているっていうような話もあります。その辺の監視というか、管理というか、ここにまさにある飼養基準の徹底っていう意味では非常にここ難しいのかなと。場合によっては、罰則規定があるような条例の制定を求める声も生産農家からはあるんですけれども、その辺についてこの管理基準の徹底、養豚農家にはそれでいいと思うんですけれども、今言う残渣の処理を目的にやってるような農家がいるとしたならば、その辺についての今後の監視体制はどういう方向性ですか。

○仲村敏畜産課長 こちらについては今回の発生を踏まえて、やはり非常に生産者の方が不安に思ってる部分、ワクチン接種に至った一つの要因とも言えるかと思えます。我々家畜保健衛生所ではエコフィード等で加熱等がされてない農家さんに対して、非常に強い指導等を行ってきたんですけれども、委員おっしゃるように、なかなか守っていらっしゃらない農家さんもいるのも現実です。2月14日までに全ての残渣使用農家に対しまして、エコフィード利用農家に対して、立入調査を行うよう指示を出しております。その中でやはり家畜伝染病予防法の厳格な運用というのも視野に行政指導等も含めてしっかりと指導していくということで、今、対応するよう指示してるということです。特に今、また清浄性の確認の検査の真っ最中でありますので、やはりそこはしっかり対応していきたいと。家畜伝染病の厳格な運用に関しましては、まず指導があります。その後助言、勧告、命令ということで罰則規定もございますので、そちらにつきましてしっかりと農家さんが安心できるように、指導強化していきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 ちょっと産廃—沖縄の産廃が高騰してるという事情もあるの

か分かりませんが、やっぱりこの生ごみの処理を目的に、残渣の処理を目的に豚を飼ってるといって話さきも言ったようにあるようですから、その辺の取組ってというのは非常に農林水産部だけでは無理ですよ。産廃の部分はまた環境も含めて、連携を取ってるとは思いますけれども、その辺はもう条例が必要であれば新たな条例の検討も必要なのかなと思いますので、特にこのASFの脅威も常に付きまといっているし、今感染源もきちっと分からないってことは、またどこから入ってくるかっていうのが今、なかなか100%封じ込めると言えないわけですからその議論をお願いします。

ちょっと時間になりましたから、最後に1点だけ簡潔にお願いしますけれども、もう今これは収める、そしてワクチンはいち早く打ってというのは全力、全精力を傾けるのもそうですけれども、やっぱり一方で、我々農林水産物の輸出ってところで、海外に持っていった、そしてクルーズ船の食材の提供も頑張ってきたところですが、簡潔に確認ですけれども、今回のワクチン接種の決定によって、もうそういうものは全ての国、全ての出口でも全部塞がってしまうという考え方ですか、その状況だけちょっとお願いします。

○仲村敏畜産課長 これまで発生から関係者団体、それから生産者団体等に状況等の説明をしてきたところです。せんだって、第1回目の発生状況確認検査、先ほど説明しましたイノシシの検査、これからの防疫体制を説明した中での団体さんからの一生産者団体さんからの意見としましては、先ほど言ったようにワクチンを打つという意見の一方で、その安全性が確認されれば、先ほど言った飼養衛生管理基準、野生イノシシ対策、水際対策等々、そういう形の中で、国と歩調を合わせながら、原則ワクチン接種はリスクがあるから打つということです。この終わり方も含めて、いろいろ検討していきたいという声もありましたので、我々はそれを見据えて、まず目の前で起こってる、この発生に関して清浄性をしっかり検査して、ワクチン接種を迎えて、また終期もしっかり見据えながら、計画的に行っていきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中、大城憲幸委員より全て輸出ができなくなるのかという質疑だと説明した。)

○瑞慶覧功委員長 再開します。

仲村敏畜産課長。

○仲村敏畜産課長 ワクチン接種をした場合、今現状、出荷が海外輸出はできません。クルーズ船は海外出荷にはなりませんので、クルーズ船の取引の一お互いの理解だというふうに考えます。

○大城憲幸委員 すみません、時間オーバーしました。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 よろしくお願ひします。

確認からなんですが、まず2ページの発生農場がありますけれども、これはあれですか。基本的に畜産農家は一発生場所は7か所ですが、5か所ということではよろしいですか。これA、B、C、D……、6か所ですか。

○長嶺豊農林水産部長 1と2が同じ経営者です。

○山川典二委員 それ以外はもう別ということですね。

全体で9043頭が殺処分されておりますが、特にこの沖縄市の発生農場Cはもう3000頭余りですよ。それからBの関連2が2000頭近く、Dも2000頭近く。漏れ聞こえるところで、もうやめたいというような農家の方もいらっしゃると思うんですが、実際、引き続きこの畜産経営、継続するというような、この意思表示といいますか、その確認は県のほうでなされたんですか。

○仲村敏畜産課長 相談を受けてる件数は2件ほどありますけれども、全ての農家に対して、経営再建についての具体的な確認は行っておりません。

○山川典二委員 これはもうすぐやらないと駄目じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○仲村敏畜産課長 委員おっしゃるように、今後の経営再建につきましてどういう形の中でできるのかどうかも含めて、丁寧に説明していきたいというふうに思います。

○山川典二委員 これ端的に、今現在でいいんですが、被害総額というのは幾

らぐらい見込んでいらっしゃるんですか。

○仲村敏畜産課長 この殺処分頭数だけではなくて、餌、それから制限による出荷遅延、様々な経営的な損害がございますので、現在算定中で、概数も今、ちょっと把握してない状況でございます。

○山川典二委員 いつ頃までに確定される予定ですか。

○仲村敏畜産課長 これも発生農場の経営状況で一経営収支がはっきりして、整理されてるかどうかにもよりますので、農場ごとにまたできることになりまますので、そちらの伝票、それから経営的な書類等がしっかりそろっているところは速やかに、対応できるというふうに考えます。

○山川典二委員 移動制限区域の解除を2月の16、17日に今予定されてるということですので、少なくともその頃を一つのめどにするとかですね、何か一つないと、ずるずるといく可能性があると思うんですよね。

○仲村敏畜産課長 経営再開までの発生農場のプロセスを少し説明させていただきます。まず最後の2月16、17日で移動制限が解除されます。発生農場につきましては、まずすぐ豚が導入できるというわけではなくて、基準がありまして、農場にモニター豚というのを入れます。そこでモニター豚を導入しまして、2週間後に検査ということになります。これはその環境中にまだ残ってないかどうかという確認になります。また、再度段階的にそれを増やしていくということで、その清浄性確認検査が2回目終わりました、約3か月、完全再開までに、そこから3か月かかるということのスケジュールになります。

○山川典二委員 3か月ということはその間の、先ほど財政的な支援措置もあるということですが、それで賄っていくということで、確認ですがよろしいですか。

○仲村敏畜産課長 発生農場についてはそのような負担が損害がかかりますので、そういうつなぎ資金の紹介とか、いろんな形の経営再建に必要なものについては、計画をしっかりとアドバイスしながら、一緒になって作成していきたいと支援していきたいというふうに考えています。

○**山川典二委員** それから先ほどワクチンの話もありましたけれども、2月にワクチン接種を始めて3月いっぱい、これ全ての豚を対象に接種をするということですよ、確認です。

○**屋宜宣由農業振興統括監** 対象となるのは一部哺乳豚と言われる小さい豚を除いて全てになります。ただ小さい豚もその翌月にはまた打つということになりますから、全てが対象になります。

○**山川典二委員** この接種の地域に指定をされておりますが、これは全県一離島も含めて指定されてるんですか。それとも、今のうるま市、沖縄市を中心として本島内ですか。その確認もお願いします。

○**屋宜宣由農業振興統括監** 推奨地域として沖縄県全域が指定になります。

○**山川典二委員** これあれですか、今約20万頭が沖縄県の1年間の畜産頭数ということなんですが、今回9043頭が殺処分されましたので、子豚が成長するものもあるんですが、基本的にこの20万頭のうち、県内消費が何割ぐらいで、あとは県外・海外の一さっきの話もありましたけども、それはどれぐらいでしょうか。

○**仲村敏畜産課長** この生産量ですけれども、豚肉の生産量としましては、精肉換算でございますと1万7735トンとなります。そのうち移出量を県外移出しますと8487トンということになります。それから海外への輸出量でございますけれども、約108トンということでございます。平成30年度実績でございます。

○**山川典二委員** そうしますと沖縄で畜産された豚は半分ぐらいは県外。そして1%ぐらいが海外ということで理解してよろしいですかね。

それで、先ほどのワクチンの話に戻りますが、ワクチンを3月いっぱいまでに全て接種するって話があったんですが、これあれですか、家畜防疫員は今、何名いて何人体制で外部の応援ももらって。1日何頭当たりという形でやるんですか。あるいは1人当たりでもいいんですけど。

○**屋宜宣由農業振興統括監** プログラムを今、計画を今作成してる段階ですけれども、仮に家畜防疫員が1人、これに補助の作業員2人について1班として、仮にそれを10班集体とすると、おおむね600回の出勤というふうに考えてます。

それでいきますと、ちょっと二月ほどかかることになってしまいますので、それで足りない部分を応援というふうな形になるのではないかなというふうに今考えています。

○**山川典二委員** いやそれをむしろ応援をして、もう一日も早くもうやると決めたんですから必要があると思いますし、今、県の家畜防疫員は何人いらっしゃいますか。

○**仲村敏畜産課長** 現在、本県の家畜防疫員数につきましては、家畜保健衛生所に42名、試験研究機関に19名、本庁その他に16名ということで計77名ということになっております。

○**山川典二委員** これは県の公務員としての皆さんが77名いらっしゃるということですか。

○**仲村敏畜産課長** 農林水産部で家畜防疫員の任命を受けてる数となります。

○**山川典二委員** それで20万頭近くのワクチン接種をするわけではありますが、ワクチンは確保できてるんですか。

○**屋宜宣由農業振興統括監** 国との調整の中で今現在、国のほうで備蓄しているものと、あと製薬メーカーのほうで今増産を急いでるというふうなことです。沖縄県がワクチン接種をするに当たっての薬量については心配ないというふうに聞いております。

○**山川典二委員** いやいや担当の方が聞いてるって話は無責任ですよ。今すぐやらなければいけない話ですよこれは。今確保しないといけないんですよ、必要量。必要量は幾らですか。

○**仲村敏畜産課長** ちょっと細かな数字は今手持ちでないんですけども、おおよそ1瓶のワクチンに10頭分入っておりますので、10万頭数、20万頭数打つということで、計算すると2万本ということになります。

○**山川典二委員** ですから2万必要であれば、今、国が備蓄してるのが幾らあって、そしてメーカーで今増産してるのが幾らあってそれぐらいは分からない

と駄目でしょう、この段階で。いかがですか。まだそこまでいってないんですか。事実関係だけおっしゃって。

○仲村敏畜産課長 実際のその準備はするということでは伺っているんですけども、その本数につきましては実際確認はしておりません。

○山川典二委員 ちょっと理解できないんですよ。接種地域でもう指定されてるわけですよね。その議論も併せて当然やらなければいけない話ですよね。これが確認できないっていうのはどういうことなんですか。

○仲村敏畜産課長 ワクチン接種プログラムの協議の中で、本数とかも算定されています。その中で必要な本数については準備するということでは伺っておりますので、ちょっと確認のほうはやっていないです。

○長嶺豊農林水産部長 まずワクチン接種プログラム、先ほど2万、必要本数として計画にあります。プログラムの策定に当たっては、いわゆるプログラムができてから国とするよりは、事前に国といろいろやり取りをしてるわけです。プログラムもできて、これを国に出して、協議をというスタートではなくて、事前にいろいろつくりながら、これだけの本数が必要ですよという、少し意見調整をしながら、策定プログラムの作業をしておりますので、そういう県が、20万頭数という必要な量については、お互い認識をしているということでもあります。我々としてはさきに24日に大臣にお会いして要請した際も、大きい目的の一つは接種推奨地域に指定をしていただきたいということと、指定をした際のワクチンを打つ際の人員のいわゆる国を通じて各都道府県にお願いをして、要員を確保したりすることも大きい要請の項目の一つでありました。もう一つ大きい項目としては、例えば2万必要であるならば、県内で打てる所要の量についても確保をお願いしますということでの要請でありました。そういうプログラムをつくるに当たっての過程の中でいろいろ本省と担当者のやり取りしながら、作業を進めているということで御理解をお願いしたいと思います。

○山川典二委員 全くこのリスクコントロールといいますか、危機管理体制の認識は全くないですよ。例えば群馬県は去年東海地域で豚コレラが発生したときに、全く関係ないんですが山間部が多いですから、野生のイノシシが侵入できないように柵を一専決処分4億かけて造ったんですよ。たまたま感染した豚が出てきたんですが1週間で接種しましたよ。それだけ準備をしてましたよ。

だからそういう、ですからその感覚といいますか、これ非常に私は重要だと思うんですけど1つだけ、もう終わりますけど。他の方もいらっしゃいますから。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から群馬県のワクチン接種の状況についての説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

山川典二委員。

○山川典二委員 それで、今回この説明の中で非常に私が残念に思ったのは、現場の殺処分の状況が全く説明がなかったんですよ。数字だけ。実際は自衛隊に、7日に発生のおそれがあって8日に知事から派遣要請をして、皆さんが10日ぐらい、9043頭のうち、かなりの部分を殺処分、現場で24時間体制でやったわけでありませぬ。先日この自衛隊の災害派遣、成果報告会に呼ばれて、いろいろまた情報も仕入れてきたんですけども、実際、災害対策本部が県にあって、うるま市には防疫センターといいますか、前線基地を設けた。ところが、この自衛隊の皆さんの報告によりまして、今後の課題ということもあるでしょうけども、この運用面で防疫実施要領など、現地において防疫実施要領を指導する県のチームリーダーは日々交代したため、変わったため、防疫の細部実施要領が時折変化して混乱する場面が見られたとか、それから必要資機材の準備ということで、当初は殺処分及び汚染物品処理支援に必要な資機材が不足することもあり、防疫活動の実施が一部制約をされてるとか、つまり、今やらなければいけないんですが、県の対応が遅くて、あるいは担当がどんどん変わって、指揮系統が本当によく分からない中で、時間を無駄に過ごしたところもかなりあったという反省があるわけでありませぬ。そういう意味では今後、その自衛隊も含めてのそういう防疫体制の認識といいますか、共有をして、やはり情報交換をしっかり行うべきだというふうに思いますよ。いかがですか。

○仲村敏畜産課長 委員のおっしゃるとおり、このマニュアルに基づいて、防疫活動、また指針に基づいて防疫活動を行うことになっております。やはり、今回の発生を踏まえまして、反省すべき点としましては、やはり詳細なこのマニュアルの周知で本当に動ける一理解して動けるっていうのは、農林部の中でも限られた人になっていたということが1点挙げられると思います。また同発

生農場、それから発生農場A関連、発生農場Bというのは疫学調査でウイルスが行っている可能性が高いということで同時に検査して、同日に殺処分が3か所で開始されたということで、どうしても人の分散ってということでリーダーが限られてしまうということもありまして、そういう多発的な複数の箇所ですら同時に進行するというシミュレーションができてなかったというのも事実でございます。当初混乱が起きてしまい、資材が遅れたりってというのがありましたのでそこはしっかりと検証して、対応を強化していきたいというふうに考えております。

○山川典二委員 最後にしますが、要するに、延べで自衛隊が第5—15旅団の陸上自衛隊の皆さんが延べ6536名で対応したんですね。これは日常の自衛隊の業務以外に応援、派遣ですよ。応援に行って、夜やって、また、夜中帰って、次の午後からの自衛隊の任務やるという大変な状況だったわけですね。それで、特に女性隊員もいらっしやいまして、本当に妊娠した豚を殺処分しなければいけない、だから殺処分するときには最後は人間の泣き声みたいなものが出てくるんですよ。とても耐えられない。涙を流しながら殺処分をしたというふうに話を伺いました。ガス、あるいは電気ショックで、その後薬物で処分するわけでありましてけれども、大変な苦労がある中で、残念ながら地元の報道では余りその辺が出なかったんですけども、私はぜひその建設業協会の皆さんや自衛隊も含めて、一旦これ終息した段階で、改めてやっぱり感謝の形をやっぱりしっかりと述べたり、何かするべきじゃないかなと思いますよ。

そして今回のいろんな教訓を次に、またアフリカ豚コレラとか口蹄疫とか一口蹄疫はヒト由来でも来ますから。非常にこの辺は今後はですね、今のコロナウイルスじゃありませんけども、感染症ってのは目に見えないだけに、しっかりと防疫体制を組めるようお願いをしたいなと思います。

終わります。そのコメントもいただいて、終わりたいと思います。

○長嶺豊農林水産部長 ただいま御指摘ありましたように、今回の防疫措置では自衛隊6500名、それから建設業協会も延べ750名、あと、関係市町村も400名以上の動員がございました。県職員も全部局挙げて、これまで2300名の動員の協力がありました。それから獣医師についても都道府県から国を通じて、各都道府県に要請があって、この期間多くの獣医師を沖縄県に派遣していただいて、防疫措置に協力をいただきました。それからこの防疫派遣、動員する職員の健康管理という意味で、病院関係からは保健師さん、それから看護師さんの動員をいただいて、作業現場での身体的な心身含めたフォローをしていただきました。

た。そういう多くの、いわゆる協力あって、現在、封じ込めの支援ができたと思っております。

自衛隊につきましては、さきに一定程度の防疫措置が終わったということですね。撤回要請で知事からも謝意を伝えたところでもあります。あと建設業協会にも、せんだってその報告を受けまして、委員指摘もあつたいろんな課題も含めまして、報告を受けまして、感謝を申し上げたところです。今後一定程度、終息という表現は適切でないかもしれませんが、そういった状況になりましたら、ぜひ、多くの方に感謝を述べる機会を設けたいと思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 せんだっての各派代表者会議でのこの件の説明会議がありましたね。そのときにも多くの各会派の代表者の中から、ワクチンの早期接種という意見が多数出ました。ところが、やはりいろんなプロセス等がありまして、開始するのが2月に入って、そして終了が3月末というような、先ほども説明がありましたけれども、極めて遅い対応ではないかなという指摘をしておきたいと思います。

私もそのときにこの指摘をしました。いわゆる農家、あるいはこのワクチンのこの豚コレラCSFの周知、対応—これについて講習会等でしっかり周知されていたのかというような話をさせてもらいましたけれども、今回の、今後の対策として、飼養衛生管理基準の遵守ということで今度、対応、指導を強化するというふうになっておりますけれども、今回のCSFの発生、そして感染拡大というのが、管理基準の不徹底ではないかというふうに報告されておりますけれども、こういった初期的な問題が、日頃のいわゆる学習能力、周知、これが非常に大事であるというふうに思っておりますけれども、今後指導を—この管理基準の徹底がどういう形でできるのか、もう少し具体的に説明してもらえませんか。

○仲村敏畜産課長 委員のおっしゃるとおり、一部の農家さんで飼養衛生管理基準が不徹底な農家は実際に存在します。我々、平成30年から元年にかけて、8月までにかけて農家への防疫対策説明会、それから侵入防止対策の強化に関して13回説明会を持ってきたところでございます。一般的に守られてる農家さん多いんですけれども、説明会を今振り返ると説明会をやっても実際説明会に来なければ、そこもしっかり把握して、立入検査等々を行う必要があつたのか

というふうに考えてます。

また家畜保健衛生所では、リサイクル関係の業者全てに対してその立入検査、それから大型養豚農場に対しての立入検査は実施しているところですが、それらの指導については強化していく必要があるだろうというふうに考えております。そのほかにもこれまで運搬業者さんへの指導とか、屠畜場の消毒の指導、それから外国人に関する指導・啓発、観光客への協力依頼ということで行ってきておまして、異常家畜の早期通報につきましても、こちらでも指導・強化して、ポスターを作るなり、ステッカーを作って農家さんに連絡先を農場に貼ってもらうなどの対策はやってきたところなんですけれども、結果的に隅々までの周知がなされてなかったというふうに考えますので、それらのほうもしっかりと検証して、対応を強化してまいりたいというふうに考えております。

○大城一馬委員 対応を強化していきたいと指導体制の強化ですね、それはそれでいいんですが、これは県の農水部担当でやることなんですか。それとも対策会議一専門的な立場から網羅して、そういった補助的な会議も設立するということになるんですか。例えば、せんだって、15日に国と市町村有識者、管理団体が一生産者団体でつくる県のCSF防疫対策関係者会議が設立されましたよね。そういったところで、しっかり指導体制を持っていこうとしてるのか、それとも独自のそういう専門的な有識者を有した専門会議をやろうとしてるのかですかね。

○長嶺豊農林水産部長 せんだって、CSF関係者会議を設置しまして、1回目の会合では、ワクチン接種についてをテーマにやりました。その場ではワクチン接種のデメリットも効果も説明した上で、関係者の意見聞いたわけですが、いわゆるワクチンを打つ大前提として、やはり飼養管理衛生の基準の徹底というのがまずお互いで確認されなければ、むしろいわゆるワクチン打つことによって、通常管理がおろそかになるというのが一番危険ですので、それを関係機関、いわゆる生産者の団体、それから経営者の団体、そして県含めてみんなこれを強化していきましょうという、まず確認をこの場で取りました。そういう意味では、通常、地区の家畜保健衛生所で様々な立入りとか、講習会開きますが、県だけでなく、生産者団体も含めて、みんなで今の飼養管理技術のレベルからもっと上に上げようというものを含めて確認をしております。ですから、今後、やはり多くの関係者が生産者の意識も上げながら、多くの関係者一緒になって取り組んでいきますという確認をしておりますので、そういった、

各機関においても、一緒にやっていくということで、強化していかなければいけないと考えております。

○大城一馬委員　ですからこの関係者会議、県が立ち上げた、これも恒常的に設置して対策を練るという理解でよろしいですか。

○長嶺豊農林水産部長　前回、ワクチン接種を主なテーマで、それと飼養管理技術の徹底を大きいテーマでやりましたが、次は委員の中からアグーの保護・保全とか、そういうのも取り入れていただきたいという、次の会合でそういうテーマを用意していただきたいというのがあります。これは計画をしております。先ほど委員会でありましたようにCSF、家畜伝染病含めて、沖縄はこういうような課題はたくさんあると思いますので、この場で解決が図られるような議論をしていきたいと思っておりますので、単発ではないということで御理解していただきました。

○大城一馬委員　それとこの9ページの中で今後の防疫対応についてというのがありますけれども、この中でCSFとは別にまたASF、これ今どうもアジア各地域でアフリカ豚コレラですか、これが相当発生してるとというような報告もあります。これ非常に極めて悪質な伝染病で、ワクチンやいわゆる治療法がないと言われておりますが、昨年9月に県が対策会議を開いてますよね、このASFに対して。そのときの会議の内容についてはどういう議論があったんですか。

○仲村敏畜産課長　昨年9月に開催されましたのがこのアフリカ豚コレラ防疫対策強化連携会議ということで市町村含めて、生産者の皆さんの代表等々を集めて、あと農家さん集めて実施しております。こちらでやはり飼養衛生管理基準についての強化ということを重点に、農家さんが守るべき飼養衛生管理基準の方法、実効性等含めて具体的に説明した内容となっております。

○大城一馬委員　ASFの対策というのは具体的にどんな取組をしようとしてるんですか。

○仲村敏畜産課長　ASFに関しましては、基本的に他の家畜伝染病と農場が取るべき対策というのは一緒でございます。やはり飼養衛生管理基準の遵守の徹底というのが他の伝染病でもまず重要ということです。このASFとCSF

の違いに関しましては、今、国内で発生しているのがCSFということです。ASFはアジア地域—中国を中心としたアジア地域で発生して、委員おっしゃるようにワクチン治療法がないということでもありますので、その水際対策等をしっかり連携して、国のほうと連携して強化していくことも非常に重要なことだと思います。あと海外から来られる人、観光客も含めて実習生なども含めまして、物の持ち込み等につきましてもの禁止事項であったり、それから農場への立入りについての制限であるっていうのを説明会等々を通じて周知していくことも重要というふうに考えております。

○大城一馬委員 この種の伝染病というのは、やはり水際対策、これが相当厳しく求められるというふうに認識をしております。ぜひ徹底してやってほしいと思います。そして、また今回のこのCSFに対して、県の職員や議会からも職員が派遣されると、不眠不休で頑張ったというような報告も受けておりますので本当にお疲れさまでございました。

そこで最後にですね、このCSF発生で豚の県内の消費量—特に私のところに、よく耳にしているんですけども、この旧正あたりにもう豚は不買していいんじゃないかというような結構な話があって、これは風評被害では全く人的には被害はないということも、マスコミ等を通じて県のほうも発信はしてるんですが、なかなか、やはりうかつにはということで買い控えをやってるという話が聞こえてくるんですね。実際この発生によって、CSFの発生によって、この最近の豚の消費量、どういう状況になってますか。これ把握してますか。

○仲村敏畜産課長 まだ聞き取りの段階ではあるんですけども、この豚肉を生産・流通している企業さん、全て聞けたわけではないんですけども、大きな混乱による影響というのは感じていないということで、消費につきましても、極端に落ち込んだとかというふうには聞いてないということの報告はいただいております。

○大城一馬委員 極端に落ち込んではないが、ある程度影響はあるという理解でよろしいですか。

○仲村敏畜産課長 あと海外輸出用に準備していた豚肉に対しまして、輸出がちょっとできなくなったもんですから、そこについては徐々に県内、県外にさばっていく、いかなければいけないということで、そういう部分においては、多少影響が出ているという声もございます。

○大城一馬委員 やはり、こういった種のものは風評被害が大変なんですよね。ですから、全く安全であるけれども、しかしというのがあるものですから、やはりこれはどうかして、全く安全だということで、知事を先頭にしてパフォーマンスしたらどうか、試食会なり大々的に。これ全くまだやられてないものだから、知事も安心して食べているのかね。

○仲村敏畜産課長 こちらについてはCSF、今回の発生に伴いまして、風評被害対策もしっかりやっついこうということで、県関係部局を挙げて取り組んでいるところです。県産豚肉の安全性につきましては、ラジオ、テレビなどを通じて、県関係部局のホームページ、あと広報誌による情報提供を行っていただきました。また消費者向けにつきましても、新聞広告、県政プラザ等でも行っているところです。また豚肉取扱業者向けにも畜産公社がまーさんマークを使って県産をPRしておりますので—31事業者向けに、しっかりPRしていこうと呼びかけをしていただいたところです。

今まだ防疫活動に取り組んで、清浄性の確認に取り組んでいるところですが、その来る時期をしっかりと見極めて、いろんなイベント、キャンペーン等もしっかりとやっついこうということで今検討しているところであります。

○長嶺豊農林水産部長 防疫措置、一定の作業をして、清浄確認も行方を見極めた上で、やはり養豚業界の元気、あと活力を、さらに食肉のPRも含めて、ぜひイベントの計画も今、どういう形が一番効果的かっていうのも、既に検討を進めているところです。その際はやはり知事含めて三役の対応についてもしっかりと伝えていきたいと考えております。

○大城一馬委員 やっぱりちゃんとしっかり見せることですよ。いろんなそういう周知はマスコミ等を通じてやっているのは分かりますけども、やっぱりしっかり見せるべきですから、県民広場とか、パレットの前とかで知事が議長も含めて、一緒になってこの豚肉をおいしそうに食べている、全く安全ですよと。これも一つの—もうこれ早めに、何もここで計画するとかどうのこうのじゃないと思うんですよ。早めにやったほうがいいのではないかなと思うんですけどもね。これは一応要望としておきます。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

午後 3 時30分休憩

午後 3 時50分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 質疑に入る前に県のスタッフの皆さんはじめ、またいろいろな関係団体の方々の御尽力、本当に感謝申し上げます。それと農家の方々には心からお見舞い申し上げたいと思います。

まず、ちょっと確認したいんですけども、国内でCSFは9県ですか、9県かな、発生している。そこのおのおの県の殺処分の数って把握されていますか、何頭ぐらい分かれば。

○仲村敏畜産課長 現在、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県を入れて8県で発生しております。大阪府は関連県ということで、発生県には含まれておりません。それでこれまで約ですけれども、約16万頭が殺処分されているということです。

○西銘啓史郎委員 県別は分からないですか。

○長嶺豊農林水産部長 まだ速報ですので丸めてよろしいでしょうか。まず岐阜県が約6万9000頭。それから愛知県が約6万5000頭、長野県が2900、埼玉県が約7600—これあくまで速報ですけれども、そして沖縄県が9043頭、沖縄県の場合はもうこれ確定としていいです。あと発生県とすると山梨県が約900頭です。今現在、把握しているのはこの程度です。

○西銘啓史郎委員 前回沖縄で発生したのが1986年というふうに聞いてますけど、そのときの殺処分された頭数は何頭ですか。

○仲村敏畜産課長 すみません、今手元に数字がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○西銘啓史郎委員 マスコミの資料っていうか社説の中に入っているのが、こ

のときには1600頭以上が殺処分されたって書いてあるんですけど、大体こんな数字ですか、全く把握していないですか。

○仲村敏畜産課長 これも正確な数字を確認して、報告したいと思います。

○西銘啓史郎委員 マスコミが正しければ、そのときの対策と今回の対策に何か違いがあるのか。9400までいった発生地域等はちょっともう32年前覚えてませんが、そういうのも分かれば後で資料もらえますか。何が違ったのか、今回と大きな。

○仲村敏畜産課長 基本的に病気を防ぐというのは飼養衛生管理基準を徹底すれば、病気は防げるということです。当時と現在の違うところは、日本全国、そのCSFに関してはワクチンを打って予防しましょうということでありました。それでワクチンの未接種農家、それから抗体が一部付与されていない農家で発生したということです。

○西銘啓史郎委員 あと、先ほど各市町村や自衛隊や建設業協会ありますけど、トラック協会にはトラック何台ぐらい要請して、何台供給してもらったのですか。

○仲村敏畜産課長 まだ集計中でちょっと細かい数字は変動するかもしれませんが、今現在の速報値で11日間、12社に協力いただきまして、延べ72台を運行していただいております。

○西銘啓史郎委員 たまたまトラック協会に行く用があって役員と話しているときに、トラック協会の方に言われたんですが、当初は10トン車を要請したんですか。これは事実ですか。

○仲村敏畜産課長 10トン車は要請しております。その目的はその豚の殺処分時にガスでやると効率がいいということで、深型の大きな箱を利用して密閉してガスを投入して、殺処分用に要請したんですけれども、入り口の部分が道路事情が悪いということで変更しております。

○西銘啓史郎委員 4トン車に変更しましたか、要請を。苦言を呈していたのは、10トン車集めてくれと言ってバーッとお願いしたと。しかし現場へ行った

ら入れなかったと、はずだったと。要は現場を見てないんだ県はという話だったんですねけど。まあ確かに時間的なものもあるかもしれませんが、用意する側からすると汗水流して用意していたものが使われなかった。しかも4トン車になった。2.5回分必要じゃないですか、10トンでやろうと思ったらね。手間暇がかかりましたと。もう一つはもう飲み物も何も飲まないで、何か携帯か何かだけ置いて、全部あれしてて、飲み物も1本も出なかったっていう話があって、非常にお怒りでした。だから、これはどっかのタイミングで、先ほどありましたけど、今回携わったいろんな方々にお礼を申し上げる場と、それからいろんな今回の経験を基に、32年前の経験がどう生きたか私はよく分かりませんが、もうこれから先同じ過ちを犯さないように、マニュアルがないとか—今までマニュアルがないなんて言われて僕はびっくりするんですけども、要はその辺は県としてももちろん、想定外のあれだったかどうかは別としても、しっかりそこはやっとなないと、苦情が出るようだったら僕は大変だと思いますね。先ほど山川委員からの話だけど、担当が変わるのもいいけど、右行けって言われて、いやいや左ですと言われたら現場混乱しますから、そこは大いなる反省点と僕思いますので、ぜひこれから先の改善に向けて、しっかり課長以下部長もぜひお願いしたいと思います。

それともう一つ、先ほどのワクチンの接種の件ですけど、ワクチンの本数の件もまだ残ってますけど、新聞によると1日2000頭ぐらいだって書いてあるんですね、ワクチン接種可能なのがですね。となると単純に100日かかるわけですよ、休みなしでやってもこれ正しいかどうか分かりませんよ。1チーム4名でって新聞に出てます。ですから、100日かかるってことは2か月で終わりませんよね。土日入れたら、何かあったりしたらもう3か月かかるんじゃないか。逆に—1日2000頭—倍の4000頭にしたらまた違うんでしょうけど、この辺はちゃんと、何ていうんですか、用意できる獣医師や何とか師の数じゃなくて、絶対ここまでに終わらせるんだと逆算して、逆に必要なものを県外にお願いするというふうにしなないと、集まった数でやったら3か月かかりましたっていうんじゃない、僕は駄目だと思うんですね。ですからもう先ほど出たように決定したのであれば、速やかにいろんな手続を踏まえて進めてほしいと思うんですけど、部長この辺はどうお考えですか。

○長嶺豊農林水産部長 この辺もワクチン接種プログラムの中で、詳しく盛り込んでいきますけども、おっしゃったように早期にワクチンを全頭といいますか、打つ必要がありますので、そういった考え方で計画も組んでいきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 あと資料の12ページの件でちょっと確認したいんですけど、1から5の支援措置とありますけれども、1は国が手当てするってことですが、大体概算で予算額とか、支給総額みたいなものはお持ちですか。1の手当金、対象。

○仲村敏畜産課長 今、評価チームが精査しておりますので、まだ細かい餌代とか様々な汚染物品がございますので、まだ報告は調査中ということで報告が上がってきております。

○西銘啓史郎委員 あと2番の国・県の2分の1、2分の1もそうですけど、これも補正か何か組むんですか。今回、補正は一予算は見てますけど、どんな予定ですか。この2番については。

○仲村敏畜産課長 こちらは国と県で助成して、全額補償するという基本的な考え方がありますので、額等が固まり次第、適正な対応をしていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 全体に関するいろんな手当てを先ほど金城委員からもあったと思うんですけど、各農家、対象の方々は詳細を把握してるのか、皆さんから説明会が終わったのかどうか、それ教えてもらっていいですか。

○仲村敏畜産課長 現在、防疫処置中ということで、清浄性が完全に確認されたわけではございません。それでしかるべき時期に基本的に農家を集めてしまうと、また汚染の広がりの原因になってしまいますので、しっかりと第1回目、今終わりました。それから第2回目になりますと搬出制限区域内の農家さんが制限解除されますので、しっかりとそういうしかるべきときに、丁寧な説明を心がけてやっていきたいというふうに考えてます。

○西銘啓史郎委員 先ほどのマスコミの社説が去年の9月19日の段階で、豚コレラの感染拡大っていうタイトルに官民一丸で侵入を防ぎたいと。最後のほうに不幸にして侵入許してしまった場合は、速やかに封じ込める必要がある、飼育する豚に異常が見られれば、軽視せずに直ちに家畜保健衛生所に通報するといった基本動作確認しておきたいという、書かれているんですよ。まさしくそのとおりだったと思うんですけども、もちろん農家さんのいろんな考え方も

あったと思うんですが、私あの日本語で普通、危機管理という一つの言葉の意味でしかないんですけど、英語で調べるとリスクマネジメントということとクライシスマネジメントってあるんですね、リスクマネジメントってのはこれから起こる可能性のあるもの。今回1月8日以前でいえば県として、とにかくリスクマネジメントをしっかりとやるべきだったということと、それからクライシスマネジメントっていうのは既に起こってしまった事象に関して事態がそれ以上悪化しないように状況を管理することの2つの考え方をしっかりとどちらも大事だと思うんですよ。今の新型コロナウイルスもそうだと思うんですけど、今まだ沖縄で感染者出てませんが、これだけクルーズ船が来たりすると、海外からのお客さん来ると、必ずといたらあれですけど、起こる可能性は大ですよ。だから同じように管轄は違っても、このリスクマネジメント、クライシスマネジメントってものをしっかりと県として、農水も他の部署もやっていただいて、これから同じことが起きないように、同じクレームが出ないように、しっかりとこの辺は次に備えてもう準備を始めてほしいと思いますけども。

部長その辺いかがですか。部長のお考え聞かせてもらって。

○長嶺豊農林水産部長 ただいま委員から御指摘があったように、期間については、いわゆるまずは入らないようにするというのと、入ったときに早めに対処するということだと思います。それに向けても、今回多くのトラック協会、それから建設業協会それから自衛隊、そしてバス協会ですね。また磁気探査協会、多くの関係者の皆さんに支援を、協力をいただきました。防疫措置に当たっては、特に最初の頃は、いろいろ意思の疎通だとか、そういうのもあったということで、我々も報告を受けております。いわゆるそういったものも、一定程度の時期が来たら反省会といいますか、そういう集まって、さらにいろんな話が聞けるとと思いますので、そういった形で次の体制につなげていきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 最後に1点だけ、今日僕、今先ほど数字も説明ありましたが、県職員や市町村の職員やまた自衛隊や建設業協会等の関係した方々の延べ人数みたいな数字を入れていただくと、これだけの方々にお世話になったって僕も理解できますし、新聞でちょこちょこ見るよりも、できたらそういう資料も入れて、最終的に報告するときにはその資料もぜひ加えていただければと、要望で終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員　お願いします。まずは昼夜を分かたず、本当に短期間で収束というか、封じ込めに関わった皆さんに本当に感謝申し上げたいと思います。

同時に今回ワクチン接種、決断に至る、もっと早くできなかったのかという率直な県民の声とかあります。ただ先ほどデメリットの紹介の中で、一定程度、封じ込め、今後の対策に養豚業に関わる皆さんの認識を一致させる意見聴取というか、必要もあったという、この時間の流れ、あるいは取組、決断に至る、というのは適当な時期の決断なのか、それとももっと早くできたのか、どんな状況なんでしょうか。関わった皆さんの意見という点に照して……。

○仲村敏畜産課長　委員おっしゃるように33年ぶりにそのCSFが発生したということで、非常に当初、現在もそうですけれども、農家さん動揺して、いつ自分に降りかかってくるかということをご心配されているのが現状でございます。そういった中で、すぐにワクチンを打ちたいという声が一これは切実な思いだと思います。それでもやはりCSFワクチンは適正に使用しなければ、地域にウイルスが残ってしまって、マスクングされてしまうということで、これを理解して使わないと、ワクチンは先ほど説明ありましたが、全ての豚に一この子豚も含めて全ての豚にワクチンが効いて抗体ができるわけではございません。そういったリスクがある中で、万が一、抗体が上がってないもの、それから出荷前のもの、そこにかかってしまったら同じ殺処分になってしまうと。これがまたウイルスを広げて、たくさんの被害が出てしまうと永久的に出してしまうということもありまして、そういう無秩序なワクチン使用というのが、今発生してる状況の中では、存在を分かりにくくしてですね、発生拡大防止や清浄性確認に支障来すという判断をしておりましたので、まずは知事も冒頭おっしゃっておりましたけれども、今、初発農場をしっかり抑えと。そこから関連した農場をしっかり調べて、どこまで広がっているのかを見極めて、しっかりそのうみを出すということで、今3キロ以内でうまくコントロールできたというふうに考えておりますので、そこからはしっかり清浄性を確認しながら、速やかにワクチン接種の体制をつくって、速やかに接種していくということで、きちっとした順番で秩序を持った計画的なワクチン接種に努めていきたいというふうなのが基本的な考え方です。

○瀬長美佐雄委員　9の今後の防疫対応について課題と対策と打たれている中で、実は養豚経営団体の会長さんと意見交換する中で分かりましたが、防鳥ネ

ットであるとか、イノシシの防除とか、これをある経営者は数百万かけて自前でやったんですと。こういう費用を全ての養豚業者がかないませんと率直に言っていたんですね。これは聞いた範囲なので、実際そういった対策に係る補助メニューとかいうのがなくて、経営者任せなのか、そこら辺を1つ確認。

○仲村敏畜産課長 こちらにつきまして資料の9ページ、消費安全対策交付金ということで農林水産省のほうで事業がございます。これは消毒装置とか、農場のバイオセキュリティの対策の強化の費用であります。またそのほかに、これエーリック事業と言いまして畜産公社が窓口になって行われている事業ですけれども、野生動物の侵入防止柵の設置等の助成事業もございます。こちらでも積極的に農家さんに呼びかけてきたところなんですけれども、やはり利用率といいますか、そういうのは、まだまだ少ないような状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 制度があるならその周知と活用と強化、必要かなと。同時に先ほど群馬県としてそれぞれのエリアの大きい、あるいは山が多かったりという中でいう結構ヤンバル、イノシシやっぱり率直にいると思うんですね。だからそういう意味では、点としては各農家の周辺をとという部分と、広域的にある意味で、大きな防壁とか対応とか、それは県としてやっぱり検討して実施するという対応も、それをやるのがワクチンを打った効果を永続化させると。そういう意味では、それはもう県の役割じゃないのかなと思うんですけど、そこら辺の検討状況とか、今後のことですが確認します。

○屋宜宣由農業振興統括監 野生イノシシ対策については、今回ワクチン接種プログラムの中で、きちっとそのイノシシ対策について実施をするという担保が求められてます。県のほうでは環境部のほうと農林水産部のほうでそれぞれ野生イノシシを捕獲して、それがウイルスに感染してるかどうかの調査は継続して行うということで、今進めていこうということで考えています。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ設置、効果的な方向でぜひ実施、お願いしたい。後やっぱり処分された経営体の再建に対する支援、実際はもう個人の農家というよりも経営体、数千っていう単位の経営体になっているっていう意味では、労働者、雇用数、それぞれ結構おられるのかなと思うので、そういった雇用対策に対する支援、事業がありますということで、それをしっかり活用して、離職者を生まないという対応方についての考え方と対策、伺います。

○仲村敏畜産課長 12ページのほうにもございますけれども、企業に対する支援、それから融資とか、そういうまた個人に対する支援・融資とかもございませぬので、しっかりと損害に対して経営的な負担が回復できるように、しっかりと窓口案内、総合的な相談に乗っていただけるような体制をつくっていきたいというふうに思います。

○瀬長美佐雄委員 最後に、処分の際にも保健師さんであったり、医療関係者もやっぱり対応させたという意味で精神的なフォロー、今後のケアっていうのが関わった人数が多いだけに、結構ショッキングなことですよね。だから、今後の継続的なケアの一関わった皆さんに対するフォロー、どうするのかということを確認して終わりたいと思います。

○幸地稔農林水産総務課長 今回の職員の動員につきましては、動員をする前に直属の課長のほうから動員にふさわしいかどうかというチェックをして、またステーションのほうでは動員に入る前にアンケート取ったり、あと熱とか血圧をはかって、もし問題があれば帰ってもらうという処置を取っております。今後の対応ですが、今県のほうの職員健康管理センターと調整しまして、一応アンケートを取って、何かメンタル部分があれば、職員健康管理センターのほうで対応できるような体制を取ってるところであります。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 2点だけ。大変本当にお疲れさまでございました。制限区域外から制限区域内を通過して屠畜場にあるという、この間話した南部の卸屋さんでも、要するに北部に業務委託してる養豚場含めて、これを南部食肉センターでやるものだったけれども、北部でできないかという話もあったけれど、今、今日の説明聞いたら、問題ないように全部チェック入れて、その辺は大丈夫ですよっていう説明ですよ。どうですか。

○仲村敏畜産課長 あくまで搬出制限区域内というのは、制限がかかっている地域でございませぬので、まずそのウイルスを拡散させないっていう大前提の担保を取って、また屠畜場の受入体制、消毒体制も担保を取って、農場ごとに協議

を行って許可するものです。そういうことで、この体制につきましては国と協議もいたしますし、出荷前の健康確認、臨床検査、体温測定、それから当日、受入れ先の屠畜場での家保の家畜防疫員が立ち会って、入れる前のまた健康チェックということで、厳格に行っておりますので、そこはあくまで例外として認めてる協議—協議で認められるということで、大前提としてはやはり飼養衛生管理基準とか、ウイルスの拡散のおそれのある農場については許可はしておりませんので、そこは御理解いただきたいと思います。また、その目的としましては、やはり2次災害が起こることによって豚が死亡したりってということで、環境が悪くなって、実際該当する、2次災害が起こる可能性がありますので、そこはしっかりと指導して、そういうところを、負担をできるだけ軽減していくような対策を取っております。

○島袋大委員 じゃあ、殺到して、早く屠畜したいことというような通知が来て、早くチェックしてくださいよ、ではなくて、上がってきた部分をスムーズに処理をされてやっているってことでいいんですか。要するに県民が。

○仲村敏畜産課長 通過に関しては、今制限がかかってない区域からそこを通過してその屠畜場に行きたいということであれば、そこまで厳格ではありません。沖縄本島の場合、高速もありますし、それから途中の消毒ポイントも名護にも取っておりますので、その消毒ポイントをまず農場前でしっかり消毒をしていただく担保が取れること。それから途中で、必ず消毒ポイントに寄って、名護でまた受けると一南から行く場合ですね、そういう担保を取って許可しておりますので、件数としてはやはり通過の協議については、かなり今ほぼ全農家について担保取れてますので、許可している状況です。

○島袋大委員 最後です。今話もあつたんですけども、今回のこの9000頭の殺処分に含めて、流れを聞きたいんですけども、まずこの豚を殺処分する場合には一流れ的ですよ、電気でやって、あるいは大きさによって薬品を打つてありますけど、これ手順どんなふうに行ったかってちょっと説明お願いしたいんですけども。

○仲村敏畜産課長 農場の飼養形態とか、現場の家畜防疫員の判断によるんですけども、一般的にはこのストールに入って、大きな豚に関しては電気で仮死状態にして、最後薬を入れて処分するという形を取ります。この豚房とかで、このたくさん飼われているような状態、群れで飼われているような状態は例え

ばトラックのほうに通路から追い込んでいって、1か所に集めてガスで処分するというような形で—ガスで処分する場合は基本的には薬でやるということはないです。それで電気でやった後には、一般的には薬でやって死亡確認を家畜防疫員が行うという手順が一般的な方法であります。

○**島袋大委員** そうなった場合は殺処分された豚は誰が運ぶんですか。運んだんですか。

○**仲村敏畜産課長** 基本的には電気殺の場合は道具を使って処分しますので、道具使う分についてはこれは家畜防疫員が一般的に行う作業になります。それを運ぶのはやはり力が要ったり、そういう労力がかかります。機械が入らないところが一般的ですので、それは自衛隊さんとか、一般の動員の方をお願いしているということです。

○**島袋大委員** 流れを聞いたのは、先ほどもあったように自衛隊員の皆さん方の報告いろいろ聞きました。大変苦しい立場であったかもしれませんが、その中には、職員の方々も頑張ってもらって、あるいはトラック協会の皆さん方がこの車、貸し出した車を運転する人もずっとピストンだったかもしれませんが、やっぱり先ほど出たように、精神的な苦痛があったかもしれないから、その辺のメディカルチェックも含めてやらんといけない状況だと思います。この辺は県の職員の皆さん方も日夜24時間体制でいたかもしれないけども、現場にいた職員も含めて各種団体、自衛隊なら自衛隊、建設業協会の最終報告があるかもしれないけど、その中で、もうきつかったよ、大変だったよっていう人もいるはずですから、その人たちの意見も聞いて、この辺のケアの面は県がタッチしてないところですよ、どうなんですか。

○**幸地稔農林水産総務課長** 県職員については、14階の職員健康管理センターと一緒にやってるところでありますけども、各建設業協会とか、トラック協会とかというところからは、まだ具体的にはお話を伺ってないところあります。

○**島袋大委員** ぜひとも、まだまだ予断を許すことじゃないはずですから、しっかりと落ち着いた後に、県の担当部署が、農林水産部が頭になるかもしれませんが、各種団体の報告書を受けて、それがどういう状況だったと確認して、先ほどあったように、二度と同じことがないようにするための体制づくりって

というのが大事だと思っておりますから、この辺頑張ってくださいというのは評価しますので、しっかりと頑張ってくださいなと思っております。今日、夕御飯ちゃんと豚食べますので。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

親川敬委員。

○親川敬委員 お疲れさまです。御苦労さまでした。幾つか確認をしていきたいと思えます。

まず去年の9月に県議会の代表質問の中で、CSFの一その当時は豚コレラと言っていましたけども、CSFのことについて代表質問の中で、皆さんそのときの部長は具体的な取組として、防疫対策の周知だとか、検査の確認検査の強化だとか、それから侵入防止キャンペーンだとか、そしてもう一点は、ここ大事なことだったと思えますけども、管理状況の立入検査、指導ということも皆さんは、具体的な対策として取り組んでいますよということを議会で答弁をしておりますけども、この中で、やっぱり管理状況の立入検査、指導の中で、先ほど各委員からの答弁の中で、説明会に参加してない事業者がいたんだという話がありましたけども、この辺について皆さんそういうときの対応策ってどういうふうに考えていらっしゃるのか。

○仲村敏畜産課長 この防疫対策につきましては説明会等、頻繁にやってきたところがございます。それから立入検査につきましてもリスク農場ということで大規模農場、それから食品残渣を使っている農場っていうのは立入検査、それ以外にも立入検査、数多く立ち入って指導して一要指導農場については立入りをして、指導を続けてきたところがございます。そちらにつきましては、やはり指導してもなかなか実行してもらえない農家がいたことは一いることは現実あるということですので、やはり今後、指導の強化ということで、こういう事態に二度とならないように、やはり農家が守るべき義務として定められておりますので、しっかりと、そこは行政的な指導の権限も強化して当たりたいというふうに考えております。引き続き、飼養衛生管理基準の中でも、こういう講習会、情報の収集というのが義務づけられておりますので、そこら辺もしっかりチェックして、参加を促すような対策等も含めて、今起こっていることをしっかり検証して、今後の対策に早急に生かしていきたいというふうに考えてます。

○親川敬委員 立入検査のことについてですけれども、やはりこの立入検査したとき、問題があって改善ができてないということであれば、こういう具体的な対策というのは、ここまで完璧というか、完了するまで徹底して監督指導するんだということを一やりましたよ、けども、少しまだ十分じゃないですね。ではなくて、今後はこういう立入検査とか指導というのは、ここまでやって完了だということを引きつうたっておかないと、言うことを聞きませんよ、対応してもらえませんよ、だけでは今回の教訓を学べば、これ絶対必要なことだと思うんですけども、これについて少し、これからの検討もあるでしょうけども。

○仲村敏畜産課長 今、家畜保健衛生所、それから家畜防疫員に立入検査、今後また2月に指示してるんですけども一食品残渣でリスク農場としてあるところ、それに関しましても我々が法的に持つてる家畜伝染病予防法に基づいて、しっかり文書で委員おっしゃるように厳格な運用、しっかりやっていくということで手順を定めて説明しておりますので、そこはもうやっていくということで確認をしたところです。

○親川敬委員 きちっと調査したわけじゃないんで確定的なことは言えないんですけども、今回の一仮に指導に従うべきなんだけどもというスタンスは持っていますが、経営上の問題でどこの農家さんも大なり小なりの負債を抱えていると思うんですよ。その辺のところを考えたら、日頃から経営状況については、皆さんのほうが経営指導して、そういう安定的な供給をするためにも、安定的な生産をするためにもそういうところも今後の教訓として生かすべきかなと思いますけども。特に農家の経営状況についてのアドバイスとかというのをどういうふうに考えていますか。要するに、こういうことについてやろうとすると費用がかかって、ちょっと難しいという農家があれば、その辺対策を考えるべきじゃないかということです。

○仲村敏畜産課長 養豚経営的なものというか、例えば機械を更新して生産性向上を目指すようなメニューとか、それから先ほどバイオセキュリティーを上げて、病気が少ない養豚場の中で生産効率が上がるとか、それから今、獣医療の提供を県の一括交付金の事業を活用して県で独自に立ち上げて、指導して、生産性を向上するとかという面で、今、養豚農家と関わっているところなんですけれども、そこに経営の内容等につきましても、これからどういう体制でや

っていくのかも含めて、検討していきたいというふうに考えます。ちょっと豚のほうはなかなか専門家が少ないというのが現状でございます、そういう経営的なものも含めまして、しっかりと対応できるような人材育成もしていく必要があるというふうに考えております。

○親川敬委員 最後に、今回、いろんな支援策についても示されましたけども、この中でも全頭一殺処分したのは全頭補償がありますよとかっていうことは、こう見てみると、今後の経営にそんなに影響がないのかなと思ってしまうものだから、そうではなくて、今回の支援策でも手の届かないところがあると思うんですよね。そこをきちっと皆さんは見せるべきものを見せておいて、こういう支援策がありますよということには分かったんだけど、これによって、次、経営を続けていくときに、再開するときにはこの辺がまだ、今の現段階での支援策では十分じゃないですねということ、そこがやっぱり県としては、県民に機会を示すべきだと思うんですけど、そういうところはどうなんでしょうか。

○島川泰英農政経済課長 その他いろいろの資金だとか、そういった養豚畜産に関しては、先ほど課長からもありましたとおり、いろいろなメニューが国の制度としてもございます。それ以外にも農林漁業・セーフティネットの借入れだとか、あるいはそれ以外のJAプロパーの資金だとか、そういった形で迅速に使える資金というのを一情報があるという形で現場のほうでは動いてもらっているところです。その辺につきましては、今回1月9日付で金融機関と一JAも含めてですけども、金融機関等に今回のCSF感染により経済損失を被った農業者に対する円滑な融通と、既に貸し付けた償還猶予等、そういったことも含めて配慮をお願いしますという通知を出しております。そういった意味では、JAのほうだとか公庫だとかそういったところと連携を取って情報共有しているところですので、ちょっと少し届かない部分っていうのは県だけではなく、JA等の関係団体と連絡を取りながらということを進めていきたいなというふうに思っております。

○親川敬委員 今、おっしゃったように、償還中のものについては一ここ大事なポイントだと思いますよ。そこもぜひ念頭に置きながら支援策、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、CSFの発生についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

どうぞ御退席ください。

(休憩中に、執行部退室)

○瑞慶覧功委員長 以上で、予定していた議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功